

令和3年度 第1回

阿見町上下水道事業審議会資料



ありがとう きれいな生活 下水どう

(令和2年度阿見町下水道促進週間コンクール 標語部門 金賞受賞作品)

令和3年11月2日

阿見町産業建設部上下水道課

目 次

1. 阿見町公共下水道事業の概要・・・1 頁

2. 諮問第 1 号資料・・・・・・・・・・2 頁

(下水道事業受益者負担金 第 5 負担区及び第 6 負担区の設定について)

3. 諮問第 2 号資料・・・・・・・・・・7 頁

(下水道事業受益者負担金 第 5 負担区及び第 6 負担区の単位負担金額について)

4. 諮問第 3 号資料・・・・・・・・・・11 頁

(下水道事業受益者負担金 徴収猶予規定の追加について)

5. 諮問第 4 号資料・・・・・・・・・・13 頁

(下水道事業受益者負担金 区域外流入の分担金に係る単位負担金額の見直しについて)

阿見町公共下水道事業の概要

本町の公共下水道事業は、独自の処理場を持たず広域で汚水処理を行う流域下水道事業として昭和 55 年 2 月に当初認可を受け下水道事業に着手し、昭和 59 年度より随時供用開始を行ってきました。

近年都市化が進むに従って行政区域内の都市整備は順調に進捗しています。

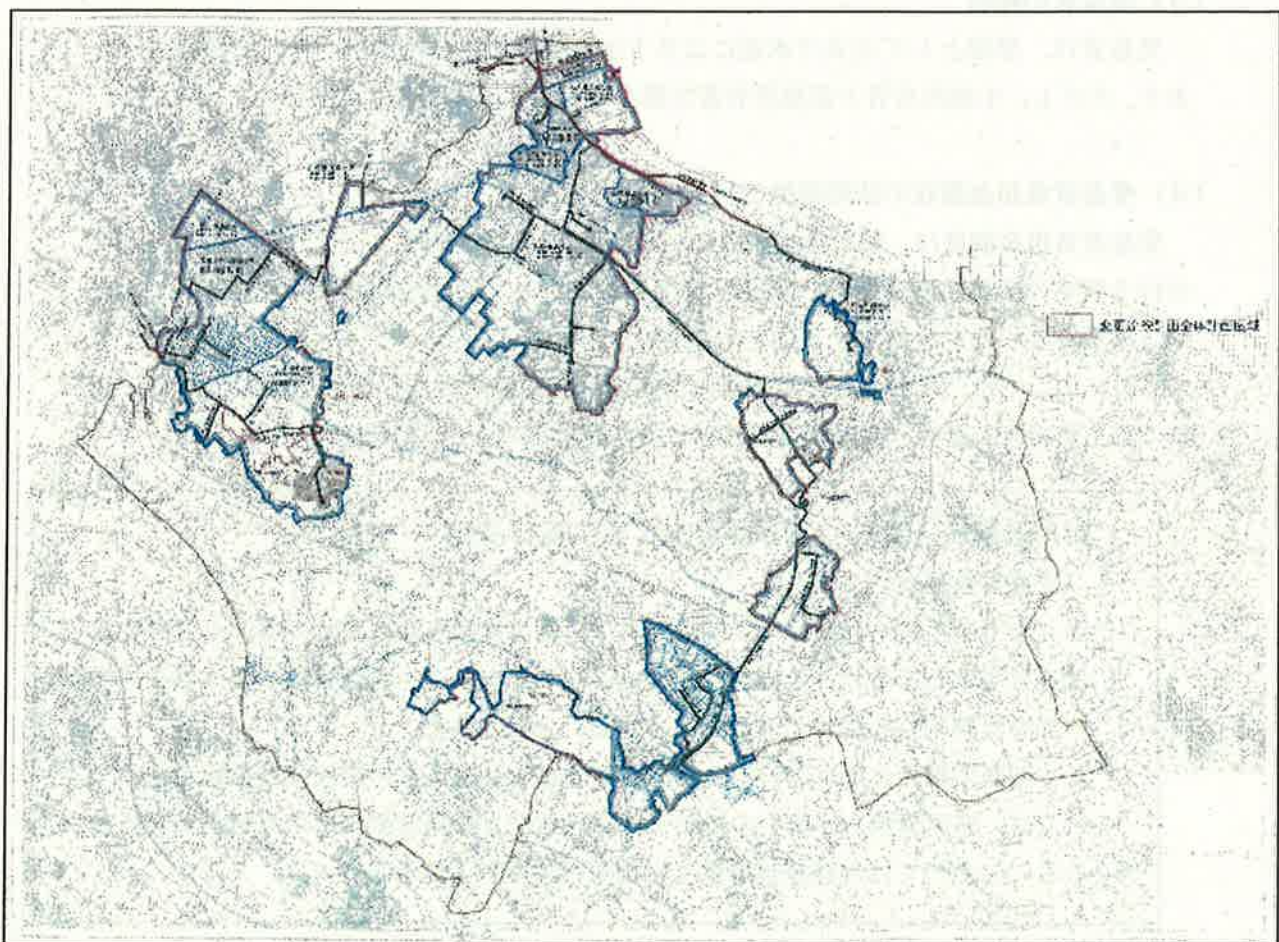
これに伴って、公共施設建設等の住環境整備も順次進められ、阿見町公共下水道事業としましても分流式下水道で家庭及び事業所排水に対する汚水と、浸水対策としての雨水の整備を行っております。

また、流域下水道としては、近隣である土浦市、石岡市、かすみがうら市、小美玉市とで構成する『霞ヶ浦湖北流域下水道事業』に属し、茨城県流域下水処理場である霞ヶ浦浄化センターに接続し、阿見町からの下水を処理しております。

	行政人口	処理区域内人口	普及率(※)	水洗化人口	水洗化率
R3.3.31 時点	48,023 人	34,090 人	71.0%	33,518 人	98.3%

(※) 普及率 全国平均 80.1%，県平均 63.5% (R3.3.31 時点)

公共下水道整備区域



下水道事業受益者負担金 第 5 負担区及び第 6 負担区の設定について

1. 受益者負担金とは

(1) 受益者負担金の基本的考え方

利用者が不特定多数である一般の公共施設の建設費は、公費で賄うのが通常です。しかし、その施設の設置によって限られた範囲内の特定者が著しい利益を受けることになる場合に、その施設の建設費を公費（租税）のみによって賄うとすれば、その施設による利益を享受しえない者にも負担させることになり公平を欠きます。このような場合、特定の著しい利益を受ける者に対して建設費の一部を負担させることが公平であると言えます。

(2) 公共下水道事業において受益者負担金が採用されている理由と受益

下水道事業において受益者負担金制度が採用されている理由は、以下のとおりです。

- ① 下水道の整備により、利益を受ける者の範囲が明確である。
- ② 下水道の整備によって、特定の地域について、環境が改善され、未整備地区に比べ利便性、快適性が著しく向上し、結果として当該地域の土地の資産価値が増加する。

(3) 受益者の範囲

受益者は、原則として公共下水道により下水を排除できる地域内の土地の所有者とします。ただし、土地所有者と家屋所有者が異なる場合、家屋所有者が受益者となります。

(4) 受益者負担金徴収の法的根拠

受益者負担金制度は、都市計画法第 75 条に基づくものであり、国または地方公共団体の行う特定の事業により著しい利益を受ける者に対して、その利益を受ける限度において、事業費の一部を負担させようとするものであります。

当町においては、昭和 62 年に下水道事業受益者負担に関する条例を制定し、昭和 63 年の第 1 負担区を始め、現在第 4 負担区まで設定し徴収しております。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 75 条第 1・2 項

（受益者負担金）

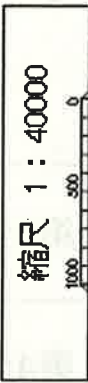
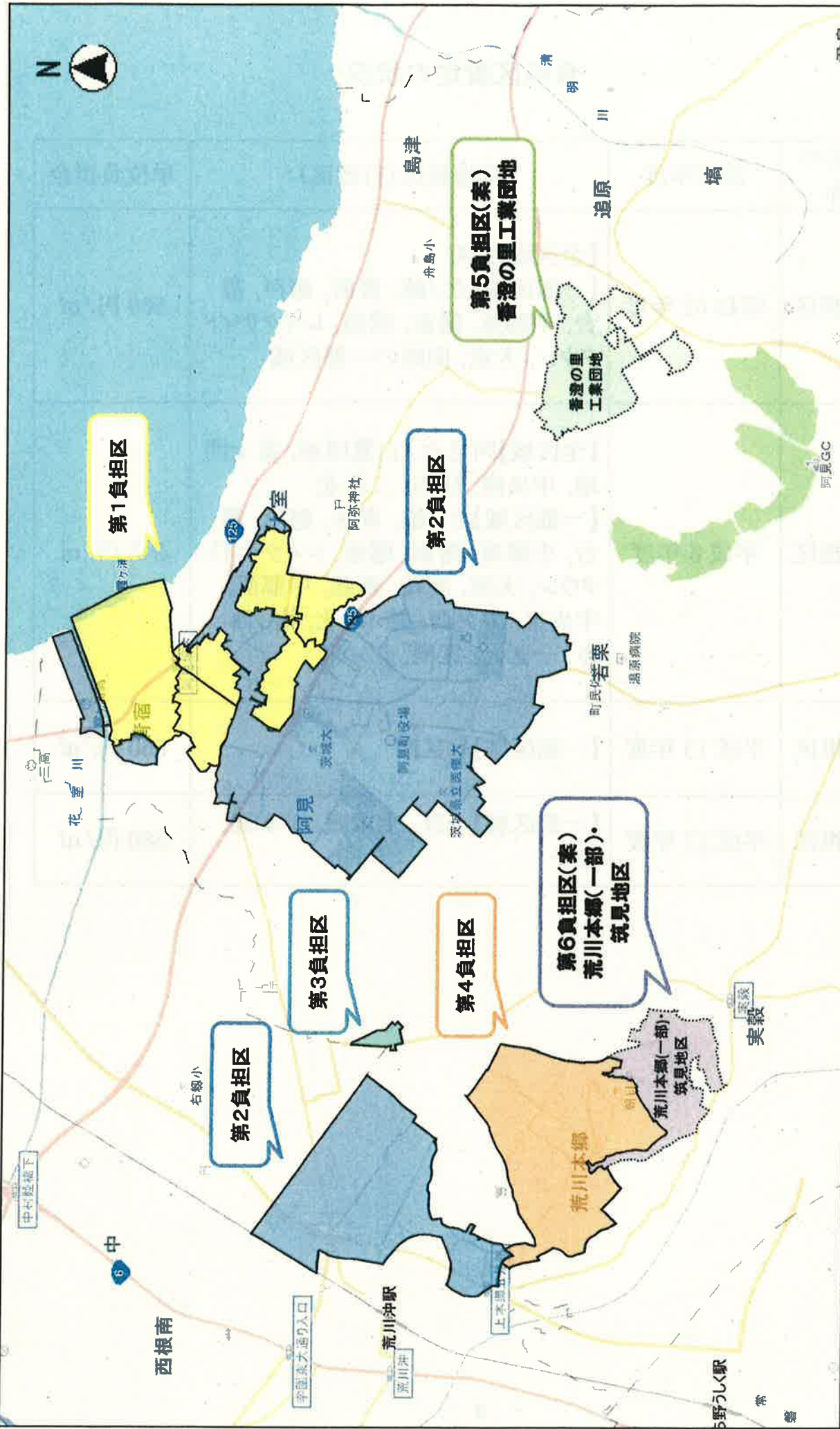
第七十五条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

負担区設定の状況

負担区の名称	設定年度	実施地区(行政区)	単位負担金
第1負担区	昭和 62 年度	【全区域】新町 【一部区域】立ノ越, 青宿, 廻戸, 霞台, 中郷東, 曙東, 曙南, レイクサイドタウン, 大室, 岡崎の一部区域	500 円/m ²
第2負担区	平成 6 年度	【全区域】阿見台, 白鷺団地, 富士団地, 中央南, 住吉, 二区北 【一部区域】立ノ越, 青宿, 廻戸, 霞台, 中郷東, 曙東, 曙南, レイクサイドタウン, 大室, 岡崎, 西郷, 中郷西, 中央東, 中央西, 鈴木, 北, 宿, 西方, 一区, 二区南, シンワ	545 円/m ²
第3負担区	平成 13 年度	【一部区域】一区南	560 円/m ²
第4負担区	平成 27 年度	【一部区域】一区, 上本郷, 下本郷, 寺子	580 円/m ²

阿見町公共下水道 負担区一覧



※この図は権利関係の確認にはご使用になれません。



第5負担区(案)

のうち市街化区域

第5負担区(案)

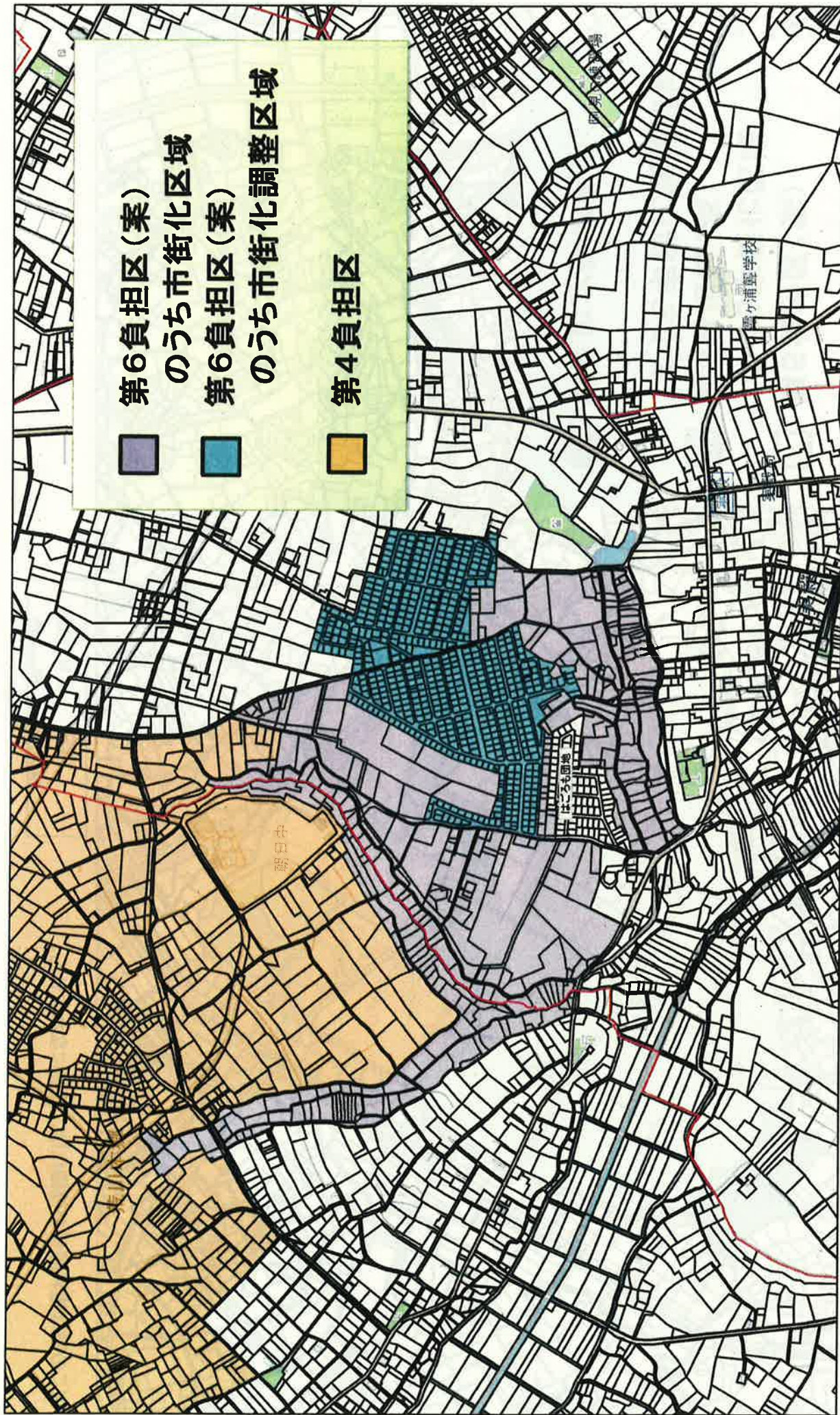
のうち市街化調整区域

阿見町水道事務所

※この図は権利関係の確認にはご使用になれません。

縮尺 1 : 10000





第6負担区(案)

のうち市街化区域

第6負担区(案)

のうち市街化調整区域

第4負担区

縮尺 1 : 10000
100 50 0 100 200

※この図は権利関係の確認にはご使用になれません。

諮問第2号資料

下水道受益者負担金 第5負担区及び第6負担区の単位負担金額について

○単位負担金算定の事業費

(1) 下水道財政研究委員会(財研)提言

この受益者負担金についての理論的な考え方は、下水道財政研究委員会(財研)で述べられています。

(受益者負担金に関する提言の抜粋)

第一次財研提言 (昭和36年3月)	受益の限度内において、建設費の一部を負担させるべきである。賦課額は、事業費の1/3~1/5が適当である。 国有、公有財産についても道路、公園を除き賦課すべきである。
第二次財研提言 (昭和41年7月)	第一次財研提言と同じ
第三次財研提言 (昭和48年6月)	適当な額の受益者負担金を徴収することは妥当である
第四次財研提言 (昭和54年7月)	受益者負担金の徴収は積極的に行うべきである。負担金の額は、受益の現実化する末端管渠整備相当額を目途とするのが適当である。
第五次財研提言 (昭和60年7月)	引き続き、末端管渠費相当額を目安とすることが適当であり、負担金額が妥当な水準を下回っている地方公共団体においては、その適正化に努めるべきである。

① 賦課額は事業費の1/3~1/5程度(第一次・第二次提言)

受益者負担金として徴収されるべき金額は、公共下水道の設置によって生ずる財産価値の増加分(おおむね公共下水道の設置による地価の値上がり分がこれにあたりとみられます。)の限度内に限るべきであり、かつ、受益者の負担能力に応じたものとする必要があります。

受益者負担金を賦課する場合の基準は、徴収の実情を考えると1/3、1/4または1/5という賦課率が圧倒的に多いので、そのようにするのが適当とされました。

② 公共下水道が整備され、その受益が現実化する末端管渠の整備との関連を配慮することが必要である(第三次・第四次・第五次提言)

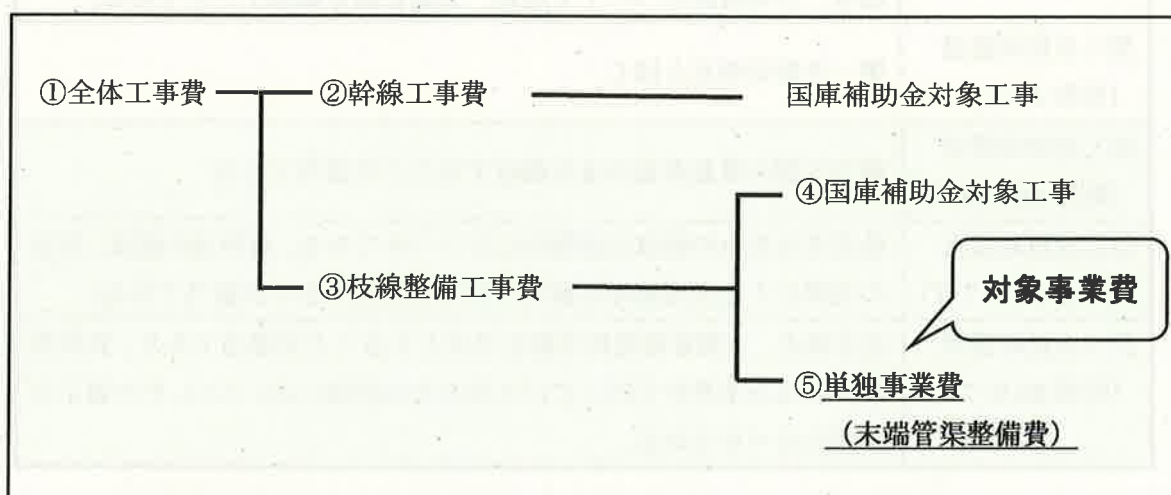
第一次及び第二次提言では総事業費の1/3~1/5が適当とされましたが、終末処理場等の施設機能の高度化や事業費の高騰により、1/3~1/5という賦課率によると単位負担金額が著しく高額となります。受益者負担金対象事業費から一定の事業費を控除して単位負担金額の減額を図り、実質的に賦課率を引き下げる事例が見受けられ、もはや1/3~1/5という賦課率が維持し難くなっていることを示しています。

このような状況を鑑み、下水道事業によって住民が受ける受益の範囲内で、条例の制定という手続きにより住民の理解と合意を得て、住民の納得できる単位負担金額を定めようとする考え方が生じました。

受益者負担金は事業費のうち下水道事業による受益を現実のものとする末端管渠の整備費（＝地方単独事業費）に充当するものとし、この範囲内で負担金総額を定めるのが適当であること、また末端管渠整備の時期と合わせて負担金の賦課徴収を行うべきことにおいて、受益者負担金制度の運用にあたっては末端管渠の整備との関連に配慮すべきであるという考え方が示されました。

（２）対象事業費の考え方

新負担区の受益者負担金については、概算設計に基づく工事費を基礎に単位負担金額を算定します。



- ①全体工事費・・・・・・・・・・下水道施設建設に係る事業費
- ②幹線工事費・・・・・・・・・・下水道事業計画の認可申請書内で「主要な管渠」として記載されている下水道本管に係る工事費
(排水面積 20ha 以上)
- ③枝線整備工事費・・・・・・・・・・「主要な管渠」以外の下水道本管に係る工事費
(排水面積 20ha 未満)
- ④国庫補助金対象工事・・・・・・・・・・枝線整備工事費のうち、下水排除量が 2 m³/日以上の部分に係る工事費
- ⑤単独事業費（末端管渠整備費）・・枝線整備工事費のうち、下水排除量が 2 m³/日未満の部分に係る工事費

○単位負担金の算出方法

(1) 第6負担区（筑見地区等）

負担金対象事業費（※1） ÷ 対象面積（※2）

210,422,000 円

349,702.32 m²

≒ 単位負担金額

601.7 円/m²

第6負担区単位負担金額（案） = 600 円/m²（10 円未満切り捨て）

（※1）詳細は別紙（諮問第2号資料3頁 ③第6負担区概算工事費）

（※2）対象面積

第6負担区全体面積 — 対象外面積（公衆用道路＋用悪水路＋調整池等）

521,443.34 m²

171,741.02 m²

= 対象面積

349,702.32 m²

対象外面積 内訳

公衆用道路 38,687.02 m²

用悪水路 4,483.00 m²

調整池等 128,571.00 m²

第5・6負担区ともに、道路や調整池
など、将来的に下水道の使用が見込め
ない土地について、対象外面積として
受益者負担金の計算から

除いています。



あみっぺ

(2) 第5負担区 (香澄の里)

全体整備事業費 (※1) $\times 1/4 =$ 負担金対象事業費

451,896,000 円

112,974,000 円

負担金対象事業費 \div 対象面積 (※2) \doteq 単位負担金額

112,974,000 円

572,707.49 m²

197.3 円/m²

第5負担区単位負担金額 (案) = 190 円/m² (10 円未満切り捨て)

(※1) 詳細は別紙 (諮問第2号資料1頁 ①第5負担区概算工事費)

(※2) 対象面積

第5負担区全体面積 $-$ 対象外面積 (公衆用道路+用悪水路+調整池)

672,888.20 m²

100,180.71 m²

$=$ 対象面積

572,707.49 m²

対象外面積 内訳

公衆用道路 76,404.71 m²

用悪水路 2,897.00 m²

調整池 20,879.00 m²



諮問第 3 号資料

下水道事業受益者負担金 徴収猶予規定の追加について

1. 状況及び諮問理由

受益者負担金の徴収猶予について、「阿見町下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」第 10 条（負担金の徴収猶予）に基づき、別表第 1（参考資料 11 頁）のとおり、徴収を猶予することが出来ます。

現在、適正な受益者負担の観点から個別に検討し、猶予決定をしていますが、徴収猶予の対象が明確になっていないため、規定を追加することについて諮問いたします。

2. 改正案

(1) 下水道を当面の間使用しないことが明らかな土地に関する規定の追加

登記地目が宅地などであっても、特殊な事情で下水道が使用できない土地や、建物などの排水源がない土地など、下水道を当面の間使用しないことが明らかな土地は、土地利用が定まってからの方が、受益者が明確になり、受益者負担金の賦課について理解を得やすいため、徴収猶予の対象として規定したい。

具体的には阿見町下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の別表第 1 の第 3 号に次の要件を追加します。

徴収猶予の対象	猶予期間
7. 公共下水道を使用できない土地であるとき。(土地の状況が宅地の一部であると認められるものを除く。)	下水道の使用が可能となるまでの期間
8. 排水源のない土地であるとき。(土地の状況が宅地の一部であると認められるものを除く。)	排水源が発生するまでの期間

※ 類似規定のある県内市町村：常総市，筑西市，桜川市，城里町，常陸大宮市

(2) 工場における、工場立地法により定められた緑地及び環境施設に係る土地に関する規定の追加

工場については、工場立地法により定められた緑地や環境施設（調整池、太陽光施設等）の設置により、その部分の面積が敷地内の大きな部分を占めている場合があります。敷地全体の面積で受益者負担金を計算すると工場にとって大きな負担となるため、緑地や環境施設に係る土地について、徴収を猶予する規定を設けます。

なお、猶予された土地に新たに排水を伴う建築物を増設する時は、猶予を解除し、受益者負担金を徴収します。

具体的には阿見町下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の別表第 1 の第 3 号に次の要件を追加します。

徴収猶予の対象	猶予期間	備考
9. 工場において、現況が工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条に規定する緑地及び環境施設に係る土地であるとき。	排水を要する土地になるまでの期間	現況が分かる写真・図面を添付すること。

※ 類似規定のある県内市町村：土浦市



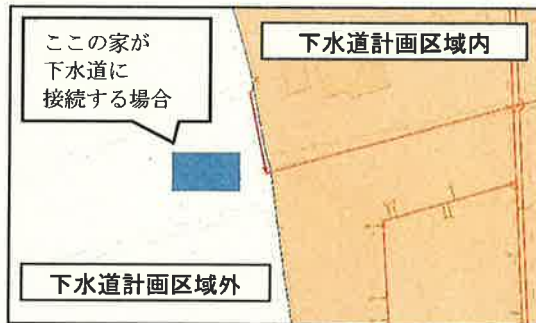
諮問第4号資料

下水道受益者負担金 区域外流入の分担金に係る単位負担金額の見直しについて

1. 状況及び諮問理由

下水道計画区域外の敷地であっても、敷地に接する道路に下水道の本管が通っている場合は、下水道条例第16条の2(区域外流入)(参考資料22頁)により、区域外流入として下水道の接続を認めています。分担金も負担区内の受益者負担金と同様に賦課しており、現在の基準は同条例第16条の2第4項において、「直近で整備された負担区の基準額」となっています。

○区域外流入の例



このことについて、今回の審議会で諮問する第5負担区及び第6負担区は、負担区の施行日が同日となる予定であり、現在の文言だとどちらを当てはめるか不明瞭な状態です。このため、区域外流入の分担金に係る単位負担金額を、現在の規定から、第6負担区の単位負担金額と同額の600円(案)とする規定に改正することについて諮問いたします。

2. 改正案

下水道条例 第16条の2第4項(参考資料22頁)

【現在】

4 (略)分担金の額の算出に係る負担区については、当該区域外流入を認めた日前の直近の負担区とし、(略)

【改正案】

4 (略)分担金の額の算出に係る単位負担金額については600円とし、(略)

※ 類似規定がある市町村：水戸市、五霞町